

介護保険事業所指定のための基準条例及び規則について

県が指定を行っている居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準については、県の条例及び規則で定めています。

居宅介護支援事業に関する条例については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により、平成27年4月1日から施行になります。

また、厚生労働省で定める基準省令の改正に伴い、県で制定している条例及び規則の一部改正を予定しております。

福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

「居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令）に従って、平成26年12月に県の条例を制定しました。（平成27年4月1日から施行）

※条例本文は福島県介護保険室のホームページに掲載しております。

福島県の独自基準

- ①居宅介護支援サービスの提供開始についての利用申込の同意を書面により得ること。
- ②指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間を5年間とすること。

今回の制度改正に伴う変更点

- ①居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、意識の共有を図るため、居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- ②居宅介護支援事業者は、地域ケア会議から資料又は情報の提供、その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

福島県指定サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び施行規則

今回の制度改正に伴う主な変更点

- ①訪問介護
 - ・サービス提供責任者の配置基準の見直し
常勤のサービス提供責任者が三人以上配置されており、一人以上が主としてサービス提供責任者の業務に従事する場合、利用者50またはその端数を増すごとに一人以上
- ②訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション
 - ・リハビリテーション会議の開催によって、利用者の状況の共有、適切なサービス提供をする。
 - ・訪問リハビリテーション事業と通所リハビリテーション事業の指定を併せて受け、リハビリテーション会議の等を通じて、目標及びリハビリテーション提供内容につ

いて整合性のとれた計画を作成した場合の取り扱い。

③通所介護

- ・通所介護の設備を利用して、夜間及び深夜に通所介護以外のサービスを提供する場合は、事前に県への届出が必要。
- ・事故発生時の対応を規定
夜間及び深夜に通所介護以外のサービス提供に利用する場合も同様。

④短期入所生活介護

- ・利用者や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に受け入れする必要があると認めた場合の対応規定を設ける。

⑤特定施設入居者生活介護

- ・要支援2の利用者に対する介護・看護職員の配置を要支援1と同様に10：1とする。
- ・養護老人ホームにおける一般型のサービス提供が可能。
- ・法定代理受領の利用者同意の廃止

⑥福祉用具貸与及び特定福祉用具販売

- ・福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上義務を規定。

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び施行規則

今回の制度改正に伴う主な変更点

- ①「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」のサービスについて削除され、経過措置を設ける。
経過措置において、
　介護予防訪問介護のサービス提供責任者の配置見直し
　介護予防通所介護の介護サービス以外に利用する場合の届出を規定
- ②介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
　居宅サービスの②と同じ
- ③介護予防短期入所生活介護
　居宅サービスの④と同じ
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護
　居宅サービスの⑤と同じ
- ⑥介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売
　居宅サービスの⑥と同じ